

平成30年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程〔第2号〕

平成30年12月11日(火曜日) 午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 第53号議案から第61号議案まで、及び
報第10号
質 疑
委員会付託（ただし、報第10号を除く。）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

1 番 安 達 かずみ
2 番 中 尾 勉
3 番 黒 田 健 一
4 番 甲 斐 明 美
5 番 井ノ口 憲 治
6 番 阿 部 輝 之
7 番 土 谷 信 也
8 番 近 藤 紀 男
9 番 成 重 博 文
10 番 安 達 隆
11 番 松 本 博 彰
12 番 河 野 徳 久
13 番 安 東 正 洋
14 番 北 崎 安 行
15 番 河 野 正 春
16 番 山 本 博 文
17 番 菅 健 雄
18 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 安 田 祐 一
総括主幹兼庶務係長 黒 田 祐 子
主幹兼議事係長 板 井 保 明
主 任 主 査 小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫
副 市 長 堤 隆

市参事兼総務課長 佐 藤 之 則
財 政 課 長 飯 沼 憲 一
企 画 情 報 課 長 丸山野 幸 政
地域活力創造課長 川 口 達 也
税 務 課 長 土 谷 恒 男
市 民 課 長 近 藤 幸 一
保 険 年 金 課 長 大久保 正 人
社 会 福 祉 課 長 植 田 克 己
子育て支援課長 水 江 和 徳
健 康 推 進 課 長 清 水 栄 二
人権・同和对策課長 田 染 定 利
環 境 課 長 後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長 河 野 真 一
農業ブランド推進課長 藤 原 博 文
市参事兼耕地林業課長 都 甲 賢 治
建 設 課 長 永 松 史 年
上 下 水 道 課 長 早 尻 真 一
会計管理者兼会計課長 尾 形 稔
農業委員会事務局長 佐々木 真 治
選挙管理委員会・監査委員事務局長
藤 重 深 雪
地域総務二課長兼水産・地域産業課長
大 力 雅 昭
消 防 長 宗 高 徳
総務課 課長補佐兼総務法規係長
小 野 政 文
総務課 課長補佐兼秘書係長
都 甲 さおり

教育委員会

教 育 長 河 野 潔
教育総務課長兼地域総務一課長
安 藤 隆 治
学 校 教 育 課 長 小 川 匡
文 化 財 室 長 板 井 浩

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（安達 隆君） 日程第1、第53号議案から第61号議案まで及び報第10号を一括議題といたします。

初めに、議員各位にお知らせをします。

質疑及び質問に関連して、4番、甲斐明美君及び1

12月11日

8番、大石忠昭君から資料要求があり、市長に提出依頼をしたところ、お手元にお配りのとおり提出がありましたので、ご了承願います。

議案質疑通告表の順序により、1番、安達かずみ君の発言を許します。1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） おはようございます。議席番号1番、公明党の安達かずみです。

通告に従って、議案質疑を行います。

第53号議案の2款1項10目豊後高田ふるさと応援寄附金推進事業についてです。

9月に3,261万8,000円の補正予算が出されていますが、今回も再び1,730万5,000円の補正予算が出されている理由、それと、経費の内訳の詳細についてご説明をお願いします。

○議長（安達 隆君） 企画情報課長、丸山野幸政君。

○企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、第53号議案平成30年度一般会計補正予算、ふるさと応援寄附金に関するご質疑にお答えをさせていただきますと思います。

まず、ふるさと納税の状況でありますけれども、昨日、12月10日現在の寄附申請額は約1億9,100万円となっております。これは、前の年の同じ時期に比べて、約1億300万円の増となっております。

今後は、昨年12月11日から翌年の3月末までが約5,000万円の寄附申請をいただきましたので、これは、相手があることですから、どうなるか確約はできませんが、2億円を超えるのは確実であろうと見込みまして、今回、寄附額2億5,000万円に対応する歳入と歳出の補正予算を、それぞれ計上させていただいております。

具体的には、補正予算に関する説明書の3ページになりますが、歳入16款1項1目の一般寄附金を5,000万円増額させていただきまして、それに対応する経費として、5ページの歳出2款1項10目諸費の報償費と役務費の計1,730万5,000円を計上させていただいております。

経費の内容は、報償費の1,300万円は、これは返礼品に係る経費で、寄附増額分の26%、それから役務費の430万5,000円は各ポータルサイトの手数料等で、寄附増額分の約9%程度の額を計上させていただいております。

ふるさと納税につきましては、例えば1件の寄附をいただきますと、確定申告等に使う受領証明の郵送料、それから選んでいただいたお礼の品代、宅配

送料、それからお申込みになったポータルサイトの手数料等の経費が発生いたします。

前回の9月議会で、寄附額を1億5,000万円から2億円に増額補正し、それに伴う経費も増額させていただきましたが、今回は返礼品と各ポータルサイトの手数料等の増額で対応できると見込みまして、補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 再質疑をいたします。

ポータルサイトというのがよくわからないのですが、その説明と、今回の補正予算まで含めると、経費だけでふるさと納税のために、今年度どれだけがかかったことになるのかということと、それは、納税額のどれぐらいの割合になるのかということをお答えください。

○議長（安達 隆君） 企画情報課長。

○企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、再質疑にお答えをさせていただきます。

まずポータルサイトの関係であります。まず本市では、全国の自治体と同様に民間の大手インターネットサイト、いわゆるポータルサイトを通じて、ふるさと納税の募集を行っております。

具体的なサイト名であります。ふるさとチョイス、それから楽天、ANA、ふるなびという4つの民間大手サイトと、市の自前の特設サイトの5つのサイトで、ふるさと納税の募集を行っております。

この内4つの民間サイトでは、寄附金額当たり一定の率を掛けた手数料をお支払いする仕組みとなっております。手数料は、それぞれのサイトで異なりますが、寄附金額の5%から11%の範囲というふうになっております。

なお、本市の寄附額の95%はこの民間の大手サイトを通じて寄附をいただいているという状況です。これは、1人でも多く応援をいただくためには、やはり世間の認知度が高く、情報発信力の強い大手サイトを利用して、また、各種クレジットカード等の複雑な決済方法や法改正等に対応したシステム改修など、全国規模の民間事業者が運営するサイトを利用して、ふるさと納税の推進を図るほうが、これはスケールメリットが大きいということで、全国の自治体も同様の手法を行っているという状況でございます。

次に、ふるさと納税に係る補正後の全体の経費についてでございますが、今回の補正分を足すと、約1

億3,000万円程度を見込んでおまして、寄附額の約50%を少し超える経費率というふうになっております。

ただし、これはご案内のとおり、北は北海道から南は沖縄まで、寄附をいただく相手方の住所、それから荷物の大きさ等々によりまして、宅配送料も大幅に異なります。こうした、非常に読めない要素が多いため、いざ、お支払いするときに予算不足にならないように、全体的に少し余裕を見た予算編成を行っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 安達かずみ君。

○1番(安達かずみ君) もう一つお伺いします。

3月議会では、寄附金全てを子育て支援に充てるということでしたが、これは経費を引いた純粋な収入を言うのですか。それとも、経費は一般財源で賄い、ふるさと納税として納められた金額全てを子育て支援に充てるということなののでしょうか。

○議長(安達 隆君) 企画情報課長。

○企画情報課長(丸山野幸政君) それでは、再々質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。

これは、これまでの議会でもお答えしてきましたように、寄附に対する返礼品等の経費は、これは従来どおり一般財源で賄っていきたいというふうに考えております。

そして、いただいた寄附金は、基本的に全額、高校生までの医療費無料化拡充分と、それから幼稚園、小中学校の給食費無償化の経費に活用させていただきたいというふうに考えております。

なお、わかる範囲で県内各地の状況も調べてみましたが、いわゆる経費の仕分け方法は、各市まちまちであります。本市よりも、かなり寄附額が多いところは経費を差し引いて積み立てをしているところもあります。今後、そういう非常にありがたい状況になれば、内部で十分議論をさせていただきたいと、そういうふうに考えています。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 安達かずみ君。

○1番(安達かずみ君) 次に、第59号議案の豊後高田市火災予防条例の一部改正についての詳細をお尋ねします。お願いします。

○議長(安達 隆君) 消防長、宗高德君。

○消防長(宗 高德君) 第59号議案豊後高田市火災予防条例の一部改正についてのご質疑にお答えい

たします。

違反防火対象物に係る公表制度とは、立入検査によって把握した消防法令に関する重大な違反のある建物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて、火災被害の軽減を図るとともに公表することにより、建物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資することを目的とした制度でございます。

公表の対象となる建物は、不特定多数の者及び災害弱者が利用する建物です。本市における例を挙げますと、旅館、ホテル、飲食店、店舗、病院、幼稚園、保育園、老健施設等になります。

次に、条例施行日を平成31年7月1日とすることにつきましては、立入検査により重大な消防法令に違反した防火対象物について、その是正のための消防用設備新設等の工事期間が最長で6カ月ほど要すること、また、建物の関係者への公表制度の周知期間を考慮しているためでございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 安達かずみ君。

○1番(安達かずみ君) 再質疑を行います。

公表といたしますと、どのような方法をとられるのですか。それと、公表する事項、またその発表の時期というのは、その条例が通り次第なされるのでしょうか。また、この消防法令に関する重大な違反というのが、ちょっとよくわからなかったんですけども、もう少し詳しくご説明ください。

○議長(安達 隆君) 消防長。

○消防長(宗 高德君) それでは、再質疑にお答えをいたします。

公表の手續につきましては、条例施行後の防火対象物に対する立入検査において違反が確認され、その結果を通知した日から14日を経過した日において、同一の違反の内容が認められる場合に、違反の内容が是正されたことを確認できるまでの間、市のホームページへの掲載により行います。

また、公表する事項でありますけれども、建物の名称、所在地及び違反の内容となります。

違反の内容についてでありますけれども、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、それから自動火災放置設備の設置が義務づけられている建物に、設備が一切設置されていない場合になります。

以上になります。

○議長(安達 隆君) 安達かずみ君。

12月11日

○1番(安達かずみ君) 再々質疑を行います。

他の市町村では、このような改定が行われているのでしょうか。状況がわかれば教えていただきたいのと、本市において、現在の時点でそのような対象になる違反をしているという建物があるのでしょうか。

○議長(安達 隆君) 消防長。

○消防長(宗 高德君) それでは、再々質疑にお答えいたします。

県内では14消防本部の内、3つの消防本部で公表制度が実施をされております。

その他、本市を含みます11消防本部につきましては、平成31年7月1日の実施に向けて、準備中の状況でございます。

また、違反防火対象物として把握している建物は市内に2カ所ございますが、条例施行日の平成31年7月1日までには違反を是正できるように、関係者と協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 安達かずみ君。

○1番(安達かずみ君) 以上で質疑を終わります。

○議長(安達 隆君) 議案質疑を続けます。4番、甲斐明美君の発言を許します。甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) おはようございます。議席番号4番、日本共産党の甲斐明美です。

第53号議案について、4点質疑します。質疑を一括で読み上げますので、長くなりますがよろしくお願いたします。

1点目、2款1項10目豊後高田ふるさと応援寄附金推進事業について。

1つ目、ふるさと応援寄附金の増額が見込まれることによって、返礼品やポータルサイト手数料等の経費を増額し、補正予算1,730万5,000円を計上しています。

今回の歳入の補正予算で、ふるさと応援寄附金5,000万円に対し、この経費がかかるということでしょうか。詳しく説明をしてください。

2つ目、この事業は、より一層、ふるさと応援寄附金を多くの人たちに賛同してもらえるような推進事業になっているのでしょうか。

2点目です。6款1項5目です。後継牛緊急確保特別対策事業について。

緊急確保特別対策となっておりますが、本市の乳牛、酪農農家や乳牛の頭数などの状況と、補正予算7万9,000円を計上した理由の説明をしてください。

3点目、7款1項2目新拠点施設整備事業についてです。

1つ目、昭和の町、大分銀行跡地の施設整備に係る事業計画の変更に伴う設計費の増額として、459万2,000円計上しています。どのような施設にする予定でしょうか。

2つ目、昭和の町の方たちや地域の方たちと、どのような協議があったのでしょうか。そのことも事業計画に影響しているのでしょうか。

最後に4点目、11款2項1目現年発生公共土木施設補助災害復旧事業について。

1つ目、台風24号により、被害を受けた道路、河川の復旧工事ということですが、当時の状況から現在の状況はどうなっているのでしょうか。

2つ目、いつまでに災害復旧工事が終わる予定でしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長(安達 隆君) 企画情報課長、丸山野幸政君。

○企画情報課長(丸山野幸政君) それでは、私のほうからは第53号議案に関するご質疑の内、平成30年度一般会計補正予算ふるさと応援寄附金推進事業に関するご質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。先程の安達かずみ議員のご質疑に対する答弁と一部重複いたしますがご了承いただきたいと思います。

ふるさと納税は、例えば1件の寄附をいただきますと、確定申告等に伴う受領証明の郵送料、それから選んでいただいたお礼の品代、宅配送料、お申込みになったポータルサイトの手数料等の経費が発生をいたします。

前回の9月議会で、寄附額を1億5,000万円から2億円に増額補正し、それに伴う経費も増額させていただきましたが、今回は返礼品と各ポータルサイトの手数料等の増額で対応できると見込みまして、補正予算を計上させていただいております。

具体的には、補正予算に関する説明書の3ページになりますが、歳入16款1項1目の一般寄附金を5,000万円増額させていただきまして、それに伴う経費として、5ページの歳出2款1項10目諸費の報償費と役務費の計1,730万5,000円を計上させていただいております。

経費の内容は、報償費の1,300万円は返礼品に係る経費でございます。役務費の430万5,000円は、各ポータルサイトの手数料等というふうになっております。

次のご質疑の、より多くの人たちに賛同してもら

えるようにというご質疑についてでございます。

ふるさと納税は、全国の自治体で実施をされております。大半の方は、ふるさと納税情報を掲載した民間の大手ポータルサイトを訪れます。そこには、全国各地の膨大な量の情報が掲載をされております。この中から本市を選んでいただくためには、お礼の品の目を引く写真も必要になります。

そして、本市のページに訪れていただくための広告宣伝も必要になります。そして、訪れていただいた方に、本市を応援しようと思っただけ工夫も必要になります。

豊後高田市のページを訪れていただいた方には、返礼品を詳しくご紹介するだけでなく、本市の子育て支援の様子がわかるように、ケーブルテレビ製作の動画もごらんいただけるようにしております。

加えて、本市にはさまざまな特色があります。例えば、昭和の懐かしさを感じる商店街があること、国の名勝指定に選ばれる美しい景観の広がる地域があること、鬼が仏になった里の珍しいストーリーが日本遺産の認定を受けたこと、昔ながらの田園風景が、今なお色濃く残され、景観の国宝に指定された地域があること、日本の夕日百選に選ばれた海岸や、花とアートの岬づくりをしているすばらしい地域があることといったように、関係する返礼品ごとに、本市の魅力が伝わるようにPRをさせていただいております。

寄附をいただいた方からは、このふるさと納税をきっかけに、本市のすばらしい子育て支援を知ったというメッセージや、初めてこの豊後高田市を知り、いつか訪れてみたいといったような温かい応援メッセージをいただいております。

昨日、12月10日時点の寄附件数は、約1万1,000件であります。これは、前の年の同じ時期に比べて、約5,600件増加をしております。

今後も国が示すふるさと納税のルールを守って、1人でも多くの方に本市を応援していただくように、努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 農業ブランド推進課長、藤原博文君。

○農業ブランド推進課長（藤原博文君） 第53号議案の後継牛緊急確保特別対策事業についてのご質疑にお答えいたします。

本事業は、酪農家が飼育する乳用牛の減少を食い止め、必要とされる乳生産量を安定確保するため、

酪農家の乳用牛の増頭に対して補助金を交付するものであります。

議員ご質疑の市内の酪農の現状でございますが、直近の数値では、農家数が4戸、子牛から成牛までの乳用雌牛の頭数は181頭でございます。

事業の内容といたしましては、資料1ページでございますように、実施年度の2月1日の乳用雌牛の頭数が前年度の同時期よりふえた頭数に対して、1頭当たり6万9,000円を上限として交付するものであります。

今回は、酪農家への聞き取りをもとに、11頭の増頭が見込まれるため、75万9,000円を補正させていただくものであります。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 第53号議案についてのご質疑の内、7款1項2目新拠点施設整備事業についてお答えいたします。

今回計画しております新拠点施設は、昭和の町への誘客促進と中心市街地の活性化を図るための施設でありまして、店舗と住宅が一体となった昭和の町の創業支援施設というものでございます。

現在、設計調整中でありまして、確定したものではありませんが、核となる店舗併用住宅のほか、雨天でも使用できるイベント広場、公衆トイレ、多目的室、そして映像による観光案内ができるような設備の整備を計画しております。

地域の皆様方との協議状況につきましては、ことしの3月から4月にかけて地元説明会を実施、その後5月末から1カ月間かけて設計業者の公募を行いまして、決定を経て8月末に地元説明会を開催したところでございます。

その後、地元商店街からのご要望もありまして、9月から10月にかけて4回にわたり意見交換会を開催いたしまして、現在、設計の調整作業を行うとともに、設計変更に伴う委託費の増額に対応するため、今議会に補正予算を計上したところでございます。

地域の皆様方からの主なご意見、ご要望としましては、駐車スペースの確保、車の離合ができるスペースの確保、昭和の町並み景観への配慮、隣接する集会所である音羽山へのアクセスの確保、店舗数の削減、子どもたちが遊べる空間の確保、また、防災対策など、さまざまなご意見、ご要望がございました。

こうしたご意見、ご要望につきましては、できる

12月11日

だけ設計に反映してまいりたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） それでは、第53号議案についての現年発生公共土木施設補助災害復旧事業のご質疑にお答えします。

今回の災害復旧費につきましては、台風24号により被害を受けました道路6件と河川1件の計7件の復旧を行うものであります。

被災時の状況としましては、降り始めから200ミリを超える雨により、香々地地域の竹田川が避難判断水位に達したほか、市内各所において、道路の土砂崩れや河川のり面の崩壊などの被害が生じたところであります。

特に、真玉地域の市道においては、道路一面を覆う土砂崩れにより、一時通行不能となる状態にもなりましたが、応急的な復旧等を行い、早期に通行できるように対処してまいりました。

被災箇所の現状としましては、いずれの箇所も国の災害査定を受けてからの復旧工事となりますので、地元の方には大変ご迷惑をおかけしているところではありますが、通行等への影響がないよう、安全対策を施し対応しているところであります。

なお、復旧事業の完成につきましては、本定例会において予算の議決をいただきましたら、災害査定結果に基づき速やかに工事発注を行い、早期に完成するよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 1点目の豊後高田ふるさと応援寄附金推進事業について再質疑いたします。

総務省がふるさと納税、ふるさと応援寄附金の返礼に、寄附金の3割以下や地場産の品であることなどの基準が守られていない自治体は制度から外すなどの地方税法の改正案を狙っていますが、本市では、返礼品代として、資料によると1,300万円ですので、基準が守られているようなので安心しております。

しかし、返礼品目当てだけでは残念だと思いますので、子育て支援、今後はこれ以上のたくさんのふるさと納税があれば、また、次の高齢者対策等に使用いただけるかと思っておりますけれども、それらを宣伝していただいているなどのこともわかりました。

また、応援してくださる方が、ふるさと応援寄附金をするときに、どういうふうに使ってほしいとか、

そういった希望を出せるような手紙とかメッセージを入れられるような、そういうことができるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（安達 隆君） 企画情報課長。

○企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、再質疑にお答えをさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、通常、その使いみちを、あらかじめ自治体が寄附者の方に提示をするというふうになっております。

今年度から、本市につきましては、ご案内のとおり高校生までの医療費無料化拡充と幼稚園からの給食費無償化に活用させていただきますということで、寄附者の方に応援をいただいておりますので、現在、そういったルールになっております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） こちらからの発信というのが中心になっていると思いますけれども、応援の寄附金をいただくので、相手の方もどういうふうな考えでこちらに応援していただいているかなというのも、知りたいような気もするんですけども、市のほうも動画をつくったり、鬼が仏になった里等、たくさんPRをしてくださっております、とても評価しておりますけれども、この制度が長く続くように、市民の努力でよい品物をお返ししたいと思えます。

相手からのメッセージというのを、何とかわかるといいなと思っておりますので、その点、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 企画情報課長。

○企画情報課長（丸山野幸政君） 再々質疑にお答えをさせていただきます。

いろんな応援メッセージをいただく、入力できるようになっております。ただ、使いみちに関しては、子育て支援に活用させていただくということで理解をいただいて、本市に応援をしていただいているというふうになっております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） わかりました。子育て支援に応援するというような、そういうことに皆さん賛同していただけているようです。

次の後継牛緊急確保特別対策事業についてです。再質疑を行います。

最近では、私は乳牛の酪農農家の補助について、

余り知らなかったんですけれども、乳牛を飼う農家の方は、大変なご苦労があると思います。

生き物ですし、定期的な仕事の上に微妙な健康管理、搾乳など、衛生的な扱いをしなければならないなど、本当にご苦労があると思います。

助成金の要件が前年度2月1日から本年度2月1日となって、現在11頭ですか、11頭の分の新しい後継牛、新しい、これからお乳を出してもらえるようにしていく、そういった牛に対して補助をするということですよ。

この補助制度、とてもいいと思いますが、今後も続く予定があるのでしょうか。

○議長（安達 隆君） 農業ブランド推進課長。

○農業ブランド推進課長（藤原博文君） 本事業につきましては、これまでも市から県へ要望を行ってきた中で、本年度実現した県事業であります。

したがって、来年度以降の継続につきましても、県へ強く要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） ぜひ、農家の経営を応援するために、県の事業ですけれども、市のほうもこれからも力を尽くしていただきたいと思っております。

それでは3番、3点目の新拠点施設整備事業について再質問いたします。再質疑いたします。

大分銀行跡地の施設整備に係る事業計画の変更に伴う設計費の増額ということですが、事業費は、最初どれぐらいの予定にしている、今回は設計費の増額によりどれぐらいの事業費になるか、わかりましたら教えてください。費用対効果はどうでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、拠点施設に関する再質疑にお答えいたします。

事業費の総額についてですが、先程もご答弁申し上げましたように、設計がまだ固まっておりませんので、事業費の総額についてははっきりと申し上げることが、ちょっと難しいという状況でございます。

今回、補正、設計が増額となった要因としましては、先程も答弁の中で申し上げましたように、今回、設計業者を決める中で、全国的な一般公募、プロポーザル公募を行いまして、全国からいろんな設計業者の方が参加をさせていただきました。

審査委員会を設けまして、今回、業者を決定した

わけでありまして、その提案の時にはなかった、現在、先程も申し上げましたような雨天時でもできるイベント広場等が、新たな項目が、項目というか内容が追加されましたので、それに伴いまして設計の面積が広がったと、それに伴って、今回補正を計上させていただいたというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 大分銀行跡地は、私もよく利用しますが、立地条件もよくて、買い物にきた市民の駐車場としてとても助かっております。市民も注目しているようです。

店舗数が幾らに、何戸になるか、わかれば教えてほしいんですけれども、店舗数のこともありますけれども、なるべく今の昭和の町の商店街と重ならないような、似通っていないような商店にしてほしいと思うんですけれども、市民にも長く親しめるような設計にしてもらいたいと思っております。

イベント広場等の設計も、大変おもしろいんじゃないかと思っておりますので、期待しております。もし、わかれば、施設の店舗数等、教えてください。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、新拠点施設に対する再々質疑にお答えしたいと思っております。

店舗数についてですが、先程から言っていますように、まだ設計が確定しておりませんので、はっきりと「これです」という数字は確定ではございませんが、当初、当初といいますが、地元、先程説明会した時点での店舗数は8店舗ほどありましたので、それから幾らか削減できるように、今、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 8店舗を予定していたけれども、少し減るかもしれないということですね。

できましたら、この施設が昭和の町、豊後高田を代表できるような施設になってもらうといいなと思っております。

次に、現年発生公共土木施設補助災害復旧事業についてです。

市内の業者さんに仕事を受けていただき、少しでも潤うようにしていただきたいと思うんですけれども、前の大雨の6月、7月の大雨の時の公共土木施設についても、そのようにお願いしましたが、そう

12月11日

いうことは優先してできるのか教えてください。

○議長(安達 隆君) 建設課長。

○建設課長(永松史年君) それでは再質疑にお答えいたします。

地元業者育成の観点からも、これまで同様に地元業者に発注していきたいと考えております。

以上です。

○議長(安達 隆君) 甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 市内の業者さんが潤うように、よろしくをお願いします。

再々質疑ですが、ことしは災害が多く、梅雨の大雨や台風も多く発生し、地盤も緩んでいたものだと思います。台風24号は、9月の末から10月1日にかけて通過しましたが、道路6件と河川1件の復旧工事2,620万円の予算でした。

私は3カ所見て回りましたが、1カ所は道のそばで、これは大変だったろうなと思いましたが、あとの2カ所は、ちょっと狭い道で奥のほうだったり、ふだん、そう多くの車が通らないところの路肩が崩れていました。今はカラーコーンとか、旗を立てておりますのでわかりますが、災害時、その時期にもよるかもしれないですけど、落ち葉などで見えなければ、大事故になるところもあり、これは、早急に工事にかかってほしいと感じました。

今後、異常気象の発生が予想される中で、どこでも路肩や崖が崩れることが考えられます。市民の通報と同時に市の役割として、言うまでもないと思いますが、これからも大雨や台風の後には、市内隅々まで巡回をしっかりお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(安達 隆君) 建設課長。

○建設課長(永松史年君) それでは、再々質疑にお答えいたします。

現在も災害等、通報等ありましたら、現地のほうをすぐに対応するよう、職員の派遣を行っております。

また、職員によるパトロールにより現地の確認、それから、先程言われました通行量の少ない箇所につきましても、点検のほうを行っておりますので、今後につきましても、引き続きそういったパトロールを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(安達 隆君) 甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) これで議案質疑を終わります。

○議長(安達 隆君) 議案質疑を続けます。18番、大石忠昭君の発言を許します。大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 日本共産党の大石忠昭でございます。議案質疑を行います。

今回、私ども市会議員、4年間の任期において最後の議会でありますが、今回、市長から提案されている議案が少ないんですけれども、持ち時間1時間使いまして、市民にとって大事な問題、市民の皆さんに、よく理解をしていただきたいと思いますので、時間いっぱい質疑いたしますので、市民にわかりやすいことばで答弁をお願いしたいと思います。

最初が第53号議案の一般会計の補正予算についてであります。

ここで4つお尋ねをしたいんですけれども、一つは、今も議論がありましたふるさと納税についてです。

よくわかりましたけれども、簡単な答弁でよいんですが、私が聞きたいのは、このふるさと納税制度が始まりまして、今回、平成30年度の予算が最高の予算だと思うんです。

昨年度は2億円を予定しておったけれども、実際には1億4,000万円ちょっとだったと思うんです。それで、ことし3月に佐々木市長が初めて提案した予算は、ことしは1億5,000万円の、いわゆる応援寄附金をいただくという予算だったと思うんですけれども、前回の9月議会で5,000万円追加し、今回、また5,000万円追加で、合計しましたら2億5,000万円と、予算上では去年2億、今回は、ことしは2億5,000万円となるんですけれども、課長や職員の皆さんが、相当努力をされておるということについては評価をいたします。

少し心配なのは、先程の答弁で、本年度は2億円は確実だろうという答弁があったんですけれども、今回、2億5,000万円に見合う、あるいは返礼品その他の経費も予算化しているんですけれども、ここまですべて予算を引き上げたという、いわゆる要因、見込みがあるということは、非常にすばらしいことなんですけれども、その辺の要因をどう見るのか。

そして、2億円は確実というけれども、できたら2億5,000万円以上の国民の皆さんの協力をいただいたほうが良いと思いますので、その辺、ちょっと、今後こうしたいというのがあったら。

実は私は9月議会のころというのが、特に全国的に総務省のほうに幾ら指導しても、勧告しても、返礼品が3割以上のものが多いじゃないかと、大分県

でもかなりのところがやられましたよね。今、自制しているけれども、そんなときに、私はやっぱり返礼品で過度な市町村の競争に打ち勝つということが重点じゃなくて、むしろ、高田では、高校生までの医療費や中学までの給食代の無料化などを同時実行というのは全国初なことなんだから、そういう、こういうことに使いたいんだと、こういうようにふるさとを活性化したいんだし、地域を振興したいんだということを、やっぱり全面に掲げて、そのことに協力してくれる、特に豊後高田市出身者に、郷土ふるさとの発展のために協力を求めるということのほうが重要じゃないかというような指摘をしたと思うんですけども。

確かに返礼品を目当てにという人も数多くありますけれども、同時に、僕は繰り返し、あらゆる議会で、やっぱり佐々木市長を先頭に、私ども議会も一体となってやっている、この子育て支援策をさらに充実させていくためにも、その辺を全面に掲げた応援寄附金、ふるさと納税、この協力を求めるアピールをさらにする必要があるんじゃないかと思えますが、市の市長としては、今後、どういうように、これまで以上に2億は確実にけど、2億5,000万円を超えるために、どういうように今後やるかということを開かせてください。

2番目が利息の、借りているお金の繰り上げ償還をして、利息を軽減しようという予算が組まれました。これは、私が思うに、ちょっとけさ、いろいろ記憶をたどって見ましたら、1994年の3月議会でこの問題を取り上げたんですよ。

そのころは、まだ借りている基金は6%を超えるような高い利息を大分銀行から借りておりましたね。2年ほど問題にしまして、私が議会の総務委員長になったときに、この問題で先進地を視察しようということで、2カ所先進地視察をしました。帰ってきましてから、総務委員会で2回勉強会を開きまして、総務委員会全体の名において、市長に申し入れをしよう、これも大分銀行とも話をつけて、高い利息のものは繰上償還をやるという方法をとれば、利息が浮くじゃないかという議論をしました。

それでやりまして、ばたばた話ができて、その年に繰り上げ償還しまして、4,500万円という利息の軽減をしました。これは、豊後高田市初めてのことで、それ以来、何度も議論をしてきまして、前の市長時代にも随分前進しましたがけれども、私の記憶では、佐々木市長に代わってから、ことしの3月

の議会で、29年度補正で約400万円の軽減ができるような措置をとったと記憶しています。

今回の場合は、1億を超える軽減措置ができるんじゃないかと思うんですけども、この辺の佐々木市長の英断を評価したいと思うんですけども、私は、去年の3月の議会で、総務委員会におきまして、この問題を議論したんです。その結果、現在でも借りている基金で、資金で、1%以上の金が、あの時点で五十何億円あるというふうに聞いたんだと思うんですけど、あることがわかりました。

そういうものについても、引き続き、やっぱり繰上償還をしてやれば、利息もかなり軽減ができるんじゃないかというように、私は意見を述べたと思います。

今回、こういう形で繰上償還を、やっぱり豊後高田市始まって以来の繰上償還だと思うんです。その辺で事業効果が大きいと思うんですけども、その辺も市民にわかるように、今回の措置によって、今まで私が述べてきたのは何度も資料をとりましても、議論をしてきたことがあります。やっぱり、私の計算、手で計算しましてわかったのは、今、預けている金が、平成29年度末で129億円と借りている金が170億円あるんです。ところが、預けている金は、もう0.何%と安いと。けども、今でも利息は下がったといいながら、借りている金で1億円を超える借金が五十何億円、その分だけでもあると。170億円の中で、1%を超えるのが五十何億かあるわけでしょう。

だから、これで、また再質疑でしたいと思うんですけど、まず事業効果について明らかにしてもらいたいと思います。

次が、小中学校の生徒に対するタブレット端末の設置をするという、これはもう、子ども議会での、あの子どもさんの貴重なご意見に佐々木市長が答えてやると、前倒しでやるということで、債務負担行為でやることになったことは評価いたします。

よって、私が聞きたいのは、やはりこれだけ、約三千何百万の事業だと思うんですけども、そうなりますと、地元の中小業者の受注の機会を与える必要があると思うんです。これを一括で入札するのか、あるいは小学校と中学校に分けて入札するのか、そうすると、2業者で受注できますよね。

同時に、こういうタブレット端末機を扱っている市内の事業所といいますか業者といいますか、何社ぐらいあるのか。何社で市内の業者は全面的に優先

12月11日

して指名入札に加えてもらいたいと思いますけれども、何社で入札する考えなのか。そして、いつごろから生徒、学校では利用できるようになるのか、市民の前で明らかにしてもらいたいと思います。

次が、小中学校の就学援助についてであります。

今回、生活保護の基準が、子育て支援の家庭については、かなりのものが切られまして、全体的には引き下げられる、3年間で5%ずつ下がっていくんですけども、一方、この教育面について、就学援助要保護者の就学援助については、大幅な引き上げというのは、この入学準備金が引き上げることになったんです。

私が聞きたいのは、この要保護が最高限度額2万何千円、3万何千円引き上げになるんですけども、これを豊後高田市においては、市長の裁量でできるんですけども、最高限度額で準要保護、準要保護とありますね、準要保護、生活保護者の、うちの場合は1.2倍以下が対象になっておりますけれども、その人も、この要保護並みに最高限度額を適用して、平成31年度分の入学準備金から支給をできるしてもらいたいと思うんですけども、そのように限度額いっぱいでのよいのかということを確認をします。

それから、これは新小学校1年生、新中学校1年生に周知をしてもらいたいと思うんですけども、周知の方法を、本当に入学者、児童生徒の保護者に全員、どのような方法で周知をするのか徹底してもらいたいと思います。

3番目は、これまで大分県18市町村の中で、豊後高田市は日田に続いて2番目に年度末支給です。うちの場合は2月、初年度も2月、2年目の昨年も2月にやりました。今回は3回目になりますけれども、今回も2月のいつごろまで、いつごろに支給できるようになる考えなのか説明してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（安達 隆君） 企画情報課長、丸山野幸政君。

○企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、私のほうからは第53号議案に関するご質疑の内、平成30年度一般会計補正予算、ふるさと応援寄附金に関するご質疑にお答えをいたします。

まず、ふるさと納税の歳入予算は、当初予算で1億5,000万円を計上し、そして9月の市議会で5,000万円の補正予算を計上させていただきました。

昨日、12月10日現在の寄附申請額が、約1億9,10

0万円となっております、相手があることですから、今後はどうなるかわかりませんが、昨年度の状況を考慮しますと2億円を超えるのは確実であろうと見込んでおります。

ふるさと納税は、1件の寄附をいただきますと返礼品を初めとする各種諸経費が発生をいたします。ご案内のとおり、歳入は予算を超えて受け入れることができますが、歳出は、予算を超えてお支払いすることができませんので、寄附金額が2億円を超えても経費の予算執行ができるように、1つの目安として昨年の状況を考慮して、今回は歳入を5,000万円増額補正させていただいております。

ふるさと納税は、全国の皆さんの任意の寄附でありますので、通常の事務事業と異なり、2億5,000万円の寄附金額を確約する予算ではございませんので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

ふるさと納税は、全国各自治体で、いろんな取り組みを行っております、本市だけが特別に珍しい取り組みを行っているわけではございませんので、現時点で増額の要因を一概にお答えするのは非常に難しいというふうに思っております。

ただし、年度当初から寄附額の多い自治体の取り組みを参考に、いろんな面で取り組みを行ってきたのは事実でありますので、その取り組み内容をご説明させていただきたいと思っております。

まず、新年度から寄附金の使いみちを子育て支援一本にいたしました。寄附をいただく際に、特に子育て中と思われる方からの応援メッセージをたくさんいただいております。寄附者の視点では、わかりやすくなったのではないかと考えておりますので、現在も、これを積極的にPRしている状況でございます。

次に、返礼品事業者向けの勉強会も開催し、新しい返礼品も提供いただきましたし、これまでと同様に寄附者の方に対して丁寧な対応をいただいているところでございます。

そして、新規作成のカatalogやインターネット広告、それから市長みずからのトップセールス、関係各課の協力によるPR、こうした情報発信力の強化の取り組みも、これまで行っているところでございます。

今後についてでございますが、1人でも多くの方に、全国の中から本市のふるさと納税に共感いただけるように、国のルールを守りながら、これまでの

取り組みと同様にいろんな面で本市を選んでいただくためのきっかけづくりをして、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 財政課長、飯沼憲一君。

○財政課長（飯沼憲一君） 第53号議案中、公債費繰り上げ償還に伴う利息軽減についてのご質疑にお答えいたします。

今回、繰り上げ償還を実施したいと考えているのは、利率が0.5%を超える民間の金融機関からの借り入れ9件で、未償還元金の合計は10億874万9,000円でございます。

この内、今回の補正予算では、既存予算で対応できる額を差し引いて、一般会計とケーブルネットワーク事業特別会計合わせて9億9,575万円を補正予算では計上しております。

今回、繰り上げ償還する10億874万9,000円でございますが、この先、支払い予定であった1億1,938万4,000円の利子が軽減されることとなります。

お手元の提出資料の4ページをごらんいただければと思います。お手元の提出資料4ページの8番に、補正予算での繰り上げ償還での将来の公債費の見込み軽減額という表を提出させていただいております。この表のリストの7番に、平成27年の事業で、この新庁舎建設事業でございます。合併特例債を借りてやった事業でございますけれども、この借り入れが2016年の3月に1.2%で、30年償還で借りております。

やっと、今、2018年ですから据置期間が2年間ありまして、やっと据置期間2年が終わったところでございます。やっと1回目の償還を終わったところでございますが、こういう低金利の時代でございますので、去年は、これを繰り上げ償還はできなかつた、しなかつたんですけれども、今回、思い切って上げたのと、これが一番大きな要因というか、軽減の要因になっております。この軽減が、庁舎の繰り上げ償還の軽減が、約1億1,000万円ありますので、これが一番大きくなっているかなと思います。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 教育総務課長兼地域総務一課長、安藤隆治君。

○教育総務課長兼地域総務一課長（安藤隆治君）

それでは、第53号議案の内、私のほうからは小中学校ICT環境整備事業の端末購入費についてお答えをいたします。

今回、新たに市内各小中学校に導入を予定しております教育用タブレット端末につきましては、小学校で230台、中学校で130台、計360台の導入を考えております。

議員、ご質疑の導入に伴う発注方法につきましては、市内事業者を含めた5社程度の指名競争入札を予定しておりますが、市内では、これに対応できる業者は3社あるというふうに理解しております。

なお、納期の短縮や市内事業者の受注機会を確保する観点から、可能な範囲で分割発注も検討していきたいと考えております。

教育委員会といたしましては、できるだけ早い時期に、各学校の児童生徒、そして教職員が授業で活用できるよう、本定例会でご承認をいただきましたら、速やかに発注手続を行い、来年度早期に導入できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（安達 隆君） 学校教育課長、小川 匡君。

○学校教育課長（小川 匡君） それでは、第53号議案の内、小中学校の就学援助の入学準備金についてのご質疑にお答えいたします。

平成30年10月の生活保護基準の改定によりまして、入学準備金の基準額が小学校で2万2,500円増の6万3,100円、中学校が3万2,100円増の7万9,500円と増額になりましたので、就学援助費の基準としております要保護児童生徒援助費補助金単価の基準額で支給してまいりたいと考えております。

周知の方法についてですが、平成31年1月上旬に入学通知書を入学予定者に通知をいたしますので、今年度につきましても、昨年と同様に、その際、入学準備金支給のお知らせを同封いたしまして、個別に通知をするよう予定をしております。

支給の日程につきましては、審査決定を行った後、平成31年2月中の支給ができるよう、準備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間の関係で、2つ目の繰り上げ償還問題についてお尋ねをします。

今、調べてみましたら、1%を超える借入金で59億円あったと、今回、それを約10億円返しますので、あと49億円あると思うんですけれども、確かに大分銀行などの民間でしたら問題ないんですけれども、政府資金については、一定の手数料というか、ペナルティーがつくと思うんです。そういうことを計算してみても、あと49億円についても繰り上げ償還し

12月11日

たほうが、事業効果があるなら、今、銀行に預けている金が100億円を超えているわけですから、これは物すごく安いわけやから、この分を使って高い利息の分を解消すれば、かなり浮くんじゃないかと思うけど、その辺の検討が、検討をする考えはないのか。

あるいは、また国債の債権を購入するなどの方法なども、さらに検討して、やっぱり借金も多いんだけど、基金も多いわけやから、その辺のやりくりを上手にやれば、経費、かなり節減できると思います。さらに努力する考えがあるかお尋ねします。

○議長（安達 隆君） 財政課長。

○財政課長（飯沼憲一君） 再質疑にお答えをいたします。

政府系の繰り上げ償還でございますけれども、先程議員がおっしゃられたように、保証金が発生します。保証金が、やはり向こうも逸失利益ですか、そういったものを基準に、やっぱり保証金というものを算定するようでございますので、多分、うちが繰り上げ償還して軽減されるであろう利息の分相当の保証金を多分請求されるというふうに向っていますので、そういった意味で政府系の資金の繰り上げ償還については考えていないということでございます。

あと、債権運用についてでございますけれども、もう数年前から債権運用を会計課、よくやっていたと思うんです。債権を買うときも、必ず基金管理者の管理を、財政課でございますので、あと総務課、総務課長のほうを含めて協議して、債権の購入とか売却をというのを、現在もやっているところであります。

今の会計課長から聞いた状況ですけれども、平成29年度の運用利回り、基金の運用利回り、百二、三十億ある基金の運用利回りが、大体、年に0.6%を超えるくらいでありますので、そこら辺の目安、そこら辺の運用益を基金で生んでいると、0.6%の利益を生んでいるということで、今回、繰り上げ償還の対象も0.5%を超えるものということで、そこら辺でも基準を引いたわけでございます。

ことしも債権の購入、売却は積極的にやっております。その購入の利率も0.6%の国債であるとか、0.5%の国債であるとかいうのも、今年も購入、売買等をしておりますので、そういった部分で積極的にやっておりますので、今後も引き続き会計課と協議をしてやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 引き続き、努力をしてもらいたいと思っております。次に行きます。

次は、タブレットの設置の問題なんですけれども、なるべく早く導入できるようにしようというのですが、通信環境整備をしなくても、充分効果があるかと、Wi-Fi設置が要るんじゃないかと、それは3月議会で予算を組んでやるということなんですか。

今の補助の提案されている債務負担行為というのは、あくまでも360台の費用だけですね。Wi-Fiは3月に組んでも、予算が議決すればすぐできるから、4月初めからやれるというふうに見えていいんですか。

同じやるんなら、早くから実施できるようにしてもらい、児童生徒のためにやってもらいたいと思うんですけれども、その辺どうですか。

○議長（安達 隆君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼地域総務一課長（安藤隆治君）

今回、債務負担行為をやらさせていただいております。小中学校のICT環境整備の事業の中に、Wi-Fi環境の整備も入っております。（○18番（大石忠昭君） 入っておる。わかりました。）

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） それでは、市内業者の受注の枠を広げたいということで、分割も検討しようということですから、市長、なかなか、今、中小企業者については経営も大変なので、3社あると聞きました。5社ぐらいで入札したいということですから、5社でいいと思うんですけれども、5社の中には必ず3社とも市内業者を指名してもらいたいと思えますし、何とか2社でも小学校と中学校分ければ半分ずつでもとれるんで、そういうふうにとってもらいたいと思いますが、市長、市長の政治姿勢として、ちょっと回答してもらえませんか。

○議長（安達 隆君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼地域総務一課長（安藤隆治君）

先程も言いましたけれども、市内3社については指名に入れる予定であります。

それと、分割についても、先程言いましたように分割もできるように、可能な限りできるように検討してまいります。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） そうということで、市長は答えなかったけれども、課長が答えましたので、そういう形で、なるべく同じ三千何百万円使うんなら、

地元業者を有効に、1社じゃなくて2社でやってもらいたいと思います。

次は、入学準備金のことで、私、これ実現できたら、2月にこれやれば、いわゆる要保護の基準額を、今、課長がありましたように小川課長からありましたよね、準要保護もそのまま適用するということでやってもらうということで、この辺も高く評価したいと思いますので、なるべく2月でも前回は2月、前々回が2月14日、2月二十何日だったと思うから、月末と言わず、なるべく早くその保護者のために実施してもらいたいと思います。

次が60号議案についてです。

これも大変いいことなんですが、奨学金を500万、5,000円、1ヶ月に5,000円給付するんです。それが、今、贈与については連帯保証人が必要なんだけど、これを切ろうということ。

それから、貸与については1万5,000円だけれども、これについてはそれまでということなんですけれども、この事業効果で、これをやることによって、さらに受給者がふえるというふうに予想されるか、事業効果はどういうのか説明してもらいたいと思います。

○議長(安達 隆君) 学校教育課長、小川 匡君。

○学校教育課長(小川 匡君) 第60号議案の豊後高田市奨学資金条例の一部改正についてのご質疑にお答えいたします。

本市の奨学資金は、贈与と貸与の2種類がありまして、連帯保証人について2人付さなければならぬという項目がございます。

贈与の資金を希望する志願者につきましても同様に連帯保証人が必要でありまして、申請の際に負担となる場合もございました。今回、贈与の資金を希望する場合につきましては、連帯保証人を不要とすることで申請手続における志願者の負担軽減につながるよう、今回、豊後高田市奨学資金条例の一部を改正するものでございます。

このことにつきまして、意欲と能力のある学生・生徒の、より一層進学を後押しする効果が出るのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) もう一度お尋ねしますけれども、そういう事業効果が出るということで、当然だと思ってしまうんですけども、そのことによっていわゆる受給対象者がどうかできたらなと思ってしまうんですけども、その辺の見込みはどう見えますか。

ども、その辺の見込みはどう見えますか。

○議長(安達 隆君) 学校教育課長。

○学校教育課長(小川 匡君) それでは、再質疑にお答えいたします。

議員、ご提案の件ですが、この給付型の奨学金のことですが、社会問題でございます貧困の連鎖を解消するために、有効であると考えております。

しかしながら、財政状況もありますし、国や県の動向も注意しながら、今後検討を重ねてまいりたいと考えております。何とぞご理解のほど、よろしくお願いたします。

○議長(安達 隆君) 大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) では最後に、最後じゃないですね、第61号議案を質疑します。

豊後高田市における部落差別をはじめとする差別をなくし人権を保護する条例というものを、まだ国の法律ができる前に、豊後高田では制定をしております。

この時の議事録を読ましてもらいましたけれども、何と付託された社会文教委員会は、2日間、異例の措置で2日間の議論をしております。もちろん、この本会議での議案質疑でも、2人の議員が合わせて2時間議論をした、そういう条例でありました。

あれから随分たちましたけれども、今回、国が法律をつくったということで、若干整備をするという形で、今回、市長から提案されております。

そのことについて、6点お尋ねをしたいと思うんですけども、以前、国の法律ができる前に、市がこの条例をつくった段階でも、部落解放同盟から強い要請があつてできた経緯がありますが、今回の改正についても、部落解放同盟から、何らかの要請なるものがあつたのか。それとも、市長みずからの考えで改定、改正するということになったのか。

それから、今回の改定によって、市民にはどのような影響を与えることになると考えているのか。

第1条で、部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消を推進するという、その部落差別の解消という点に、私たち市民はどのように解釈をして、理解をすればよいのか説明してもらいたいと思います。

次に、4番目は、国及び県と適正な役割分担を踏まえて連携を図りながら、必要な施策を積極的に推進するというふうにあるんですけども、役割分担、市としてはどういう、具体的に市民がわかるようにするには、どういうことを市はやろうと、今回の条例改定によってやろうとしているのか説明してくだ

さい。

それから相談体制の充実というの、国の法律でもうたわれているんですけども、豊後高田で言うならば、具体的にどういうことに、どういうことが想定できるのか説明してもらいたい。

それから、5条に実態調査のことがあるんですけども、この実態調査の問題も非常に危惧するんですけども、実は宇佐市も豊後高田と同じような条例をつくっておりますが、宇佐市では、人権同和に関する市民の意識調査というものが、二、三年前にやられました。この内容が問題で、国会でも問題になりました。

それ、例えばちょっと紹介しますと、例えばどのようなことが設問されているかと。それは、封建時代に制度としてあった被差別地区は、どのような起源でできたと思いますかというのがあるんです。選択肢の中にありまして、選択肢がアからキまであるんですけど、アは民衆を支配するためにつくられた、イが人種が違う人々の集まり、ウが宗教が違う人々の集まり、エが特別な職業についていた人々の集まり、オが昔からの言い伝え、カが戦いに負けた人の集まり、キがわからないと示されました。

これは、歴史研究者の中からも国会でも答弁、会議録を読みましたら、この中には、選択肢の中には正解は見当たらないという指摘がされておるんです、国会で。やっぱり、こういうようなことをやれば、さらに、逆に差別があるんだ、あるんだということになっていくんじゃないかと、その実態調査の結果で、市民の中に差別意識があるんだからなんていうことにとられる危険性があるんです。

もう一つ、国会で問題になったのは、宇佐市では、また、あなたのお子さんの結婚相手が被差別部落出身の人とわかった場合、あなたはどんな態度をとりますか、どんな態度をとるかということを書くようなんです。家を探していたら、よい物件があったんですけども、すぐ近くに被差別部落があり、同じ町内とわかったために、あなたはどうしますかと、こういう設問もあるんです。それで、これだったら差別意識を拾い出そうとすることであって、差別解消には逆行することになると思うんです。

だから、今回、この法律ができた段階も、参議院で付帯決議がつけられておりますけれども、付帯決議の中にこういう調査箇所においても、新たな差別を生まないようにということがつけられているんです、1項には。

だから、今回もこういう形で条例改定やって、調査のことがうたわれているんだけど、法律をよく読んでみると、市が独自に調査をするとなっていないんです。

ところが、この条例でいったら市が独自に調査できる、だから、宇佐は調査をしているんだけど、その調査が問題なんです。調査することによって、さらに部落を固定化するようなことになったら大変な問題なんです。いつまでたっても部落差別の解消ということにならないと思うんです。

だから、豊後高田市としては、法律では国が自治体に協力して云々と書いているんですけども、豊後高田市としては、こういう宇佐の例、宇佐みたいなことにならないようにやってもらいたいと思いますが、その辺どう考えているのか、明らかにしてください。

○議長(安達 隆君) 人権・同和対策課長、田染定利君。

○人権・同和対策課長(田染定利君) それでは、第61号議案についてのご質疑にお答えいたします。

まず今回の条例改正に至った経過についてでございますが、今回の改正は、国が平成28年に人権に配慮した社会の構築を目指し施行された、いわゆる人権三法といわれております障がいと理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的発言の解消に向けた取り組みの推進に係る法律、部落差別の解消の推進に関する法律といった差別の解消を目的とした法律の整備が進められたことに伴い、本市においてもあらゆる差別の解消に向けた方針を明確にするため、この条例の一部を改正するものでございます。

なお、当事者団体からの要望があったかのご質問については、ご要望いただいた経緯がございます。

次に、本改正による本市への影響についてでございますが、この条例改正により、新たな義務や負担が生じるような影響があるとは考えておりません。

今後、市が取り組んでいくあらゆる差別の解消に向けた教育や啓発活動、人権施策などの根拠として、また、市民の皆さんには身近な人権課題として捉えていただくことで、差別の解消に向けた意識の醸成に資するものであると考えております。

次に、第1条における解消するという事についてでございますが、あらゆる差別をなくし、人権の擁護を図ることにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる平和で明るい地域社会を実現

することだとお考えいただきたいというふうに思います。

次に、第2条の国及び県と適切な役割分担を踏まえ、連携を図り、必要な施策を積極的に推進するとは、具体的にどのようなものかというご質問についてお答えします。

人権三法それぞれに、国の責務と地方公共団体のとるべき対応について規定をされております。

例えば、本邦外出身者に対する不当な差別発言の解消に向けた取り組みの推進に係る法律においては、第4条、国及び地方公共団体の責務に関して、第1項で、国は解消に向けた取り組みに関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する施策を推進するために必要な助言、その他の措置を講ずる責務を有するとし、第2項では、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるものとする規定されております。

また同様に、第5条、相談体制の整備、第6条、教育充実等、並びに第7条、啓発活動においてもその役割分担と連携について規定がされていることから、その整合性を図るため、本条例の改正に反映させたところであります。

次に、相談体制の充実につきましては、これまでも人権相談の窓口として、人権・同和対策課、隣保館において、その対応を行ってまいりました。

今回、新たな法律の中で、その体制整備についての規定がなされたこともありますので、担当職員のスキルの向上や関係機関、部局との情報共有と連携強化により、多様化する人権相談にも対応できるよう、その充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、実態調査についてであります。部落差別の解消の推進に関する法律の第6条に規定されました実態に係る調査につきましては、国が地方自治体の協力を得て実施することとされており、現在、国において、その実施内容や実施方法について検討が進められていると聞いております。その動向を注視してまいりたいと考えております。

なお、本条例の5条に規定する実態調査につきましては、これまでも人権に関する市民意識調査や、インターネット上の差別の書き込みなど、人権意識や差別の実態を把握するために実施してまいりました。

新たに施行された法律においても、それぞれの差別の実態を把握することと規定をされておりますの

で、今後も同様の調査は取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間がありませんので、1点だけ。私どもの理解は、2002年の3月に、これまでの特例法が廃止をされまして、現在では、例えば子どもたちから「同和地区っちゃどこですか」と言われても、「もう、ありません」しかないでしょう。あるんですか、ないと思います。

資料として、差別事象のあったのかということで、全くないという回答があっているんです。そこで、これ、市長が答えてもらったらいと思うんですけども、豊後高田市、私、大分県全部調べました。豊後高田市においても、同和地区がないと言いながら、市の条例には同和、いわゆる地区集会所という名称がついているんです。そして、どこどこ集会所、どこどこ集会所があると。でも、よそでは同和集会所なんていうのはないんです。社会教育集会所となっています。

それで、まだ条例にあるように、何々地区は同和地区というように、市長は呼ぶんでしょうか、豊後高田で。呼んではならないと思うんです。それでは、いつまでたっても実態調査といいながら、お父さんはどうですか、じいちゃんはどうだったか、その次のっていうことで、どこまで同和化するんですよ。

やっぱり、これだけ混住が進んでおるし、これだけ、16兆円のお金をつぎ込んでいろいろと事業をやってきて、大きな成果が上がっているんですから、もう今、同和地区とかそういうことで、掘り起こすことのないようにすべきだと思いますが、そのためにも、その同和地区集会所については、名称を変えてもらいたいと思います。市長、どうでしょうか。

（「ちょっと、議長、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） しばらく休憩します。

午前11時38分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（安達 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。人権・同和対策課長、田染定利君。

○人権・同和対策課長（田染定利君） 同和地区ということには、もうないのではないかというご質問をいただきました。当然、地対財特法が終わりました以降は、そういう地区指定ではございませんので、そういった同和地区という指定ということではないというふうに考えております。

ただ、部落差別の問題につきましては、今回、国

のほうで新たな法律ができておりますので、これについては、それ相応の、市としての新法に沿った取り組みは進めていく必要があるかということで、今回の提案にもなっているところでございます。

それから、集会所の関係につきましてでございます。これにつきましてはまだ、私ども内部での検討を、これから調査研究をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 市長、そういうように改めてもらいたいと思います。同和地区という、同和集会所なるものはないと。社会教育集会所というように名称を変えるべきかと思えます。

最後、報第10号についてであります。

森地区から立石までの林道で、2件、落石事故と樹木による事故で、損害弁償をしておりますけれども、1件は、21万7,000円、もう1件は3万5,000円という事故なんですけど。この原因や、今後、たびたび起きているのですけれども、そういう事故が起こらないことが一番いいんですけど、そういう事故を起こさないために、今後どういう対応をしていく考えなのか、簡潔に述べてください。

○議長（安達 隆君） 市参事兼耕地林業課長、都甲賢治君。

○市参事兼耕地林業課長（都甲賢治君） それでは、報第10号についての質疑にお答えします。

原因につきましては、報第10号の内容のとおりであります。

今後の対策につきましては、落石や倒木などの確認や、情報の提供を受けての速やかな撤去をするなどの対策を、引き続き取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 事故防止のためにいろいろやっていくということですから、それを良としますが、それは今の森から立石までの林道のことなのですよね。あとの、市内には各林道がありますけれども、今回は、この場所での2件は、損害賠償で補償が出ましたけれども、ほかの林道で同じような事故があった時にも、やっぱり支給すべきと思うのですけれども、その点、市内で、保険適用される、同じように落石や倒木などの事故があった時に、被害者が申請すれば、保険適用できるような路線というのが、何路線ぐらいあるのか。それについても、保険

適用できるならできるといように周知してもらわないと、そのことを知っている人は、損害賠償を払ってもらえるけれども、知らない人は泣き寝入りということにもなるので、この事故を契機に、そういうように改善してもらいたいというのはどうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市参事兼耕地林業課長、都甲賢治君。

○市参事兼耕地林業課長（都甲賢治君） 大石議員の再質疑にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、市内には、ほかにも林道が多数ございます。一応、市のほうで林道台帳というものがございます、44路線で、約77キロメートル分の延長があります。このいわゆる市で管理しております44路線の林道全ての適用が対象となっております。

対象とはなっておりますけれども、引き続き、先程ご答弁させていただいたように、未然に、そういうことがないように、いろんな情報、それから職員による確認等を行っている際に、落石や倒木の撤去、こういったものをしてしながら、安全に通行できるように引き続き努力していきたいと思えます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 今の答弁では、大事な点が入っていないのですよ。多くの市民の皆さんは、そういう林道で事故が遭った場合に、市が補償してくれるなどとは知らないと思うのですよね、知った人というのは少ないのですよ、でしょ。イノシシにぶつかったらどうするかという問題、これも非常に難しい問題のようなんですけど。落石にぶつかったらどうするか、倒木はどうか、いろいろあるのですけれども、やはり、私は、市に、今のところ、交付税の対象になる林道が44路線あるわけですから、この路線については、もし、そういう事故を起こさないように、市が責任をもって管理をすることが基本なのですけれども、それでももし、そういう不徳の事故が起こった場合は、市が保険に入っているから、保険で補償できるから、被害を申告してもらいたいというように、周知する必要があるのではないかと思うのですよ。今まで、市報を見ている限りでは、一度もそういう周知はなかったと思えますけどね。

今後、市長、どう思いますか。同じ保険に入っているならね、掛け捨てじゃなくて、事故を起こさないようにしてもらって、事故防止対策をとってもらって、一番だけれども、不徳の事故が起こった場合に、

保険を掛けているのだから、そういう補償がありますよということは、市民に周知をするべきではないですかね、そうでしょ。それを、保険金以外に市が上乘せするという事はないのでしょ、保険の範囲内で片付くのでしょ。だから、その辺の周知について、市長、どう考えますか。

豊後高田市議会議員 中尾 勉

○議長(安達 隆君) 市参事兼耕地林業課長、都甲賢治君。

○市参事兼耕地林業課長(都甲賢治君) 大石議員の再々質疑。全くおっしゃるとおりで、なかなかその辺の周知というのは、確かに、皆さんにはしていなかったという事実はございます。

今後は、利用しています地域の方々には、こういった点も充分説明していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長(安達 隆君) 18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 市報とか、ケーブルテレビで、この事故を契機に徹底するというのは、すべきですよ。どうですか。地元の人だけやったら、大変なことよ。一発でやるべきじゃないのですか。

○議長(安達 隆君) 申し合わせが、もう3回を超えております。(○18番(大石忠昭君)発言あり。)

○18番(大石忠昭君) 終わります。

○議長(安達 隆君) これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、第53号議案から第61号議案までについては、お手元に配付致しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の本会議は、明日、午前10時に再開し、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時48分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安達 隆

豊後高田市議会議員 安達 かずみ